

令和 8 年度
事業計画書

地域包括支援センター

姫路市朝日地域包括支援センター

1. 事業の内容

事業の指定	地域包括支援センター
事業の名称	姫路市朝日地域包括支援センター
指定番号	2804000152
施設の所在地	〒671-1201 姫路市勝原区下太田 573 T E L 079-273-1610／ F A X 079-273-4321
事業開始	平成 19 年 4 月 1 日
管理者	管理者 戸田真弓
事業実施地域	勝原・旭陽・余部小学校区
営業日	月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3 は定休日） （営業日外の電話相談については、転送電話にて対応する）
営業時間	8：35～17：20（7 月から 9：00～17：00） （営業時間外の緊急電話相談については、転送電話にて対応する）

2. 事業目標

次に掲げる年度目標の具体的対応策を周知・実行し、理念の実現を目指す。

目 標	介護予防・認知症の早期発見・いきがい作りのために多様な機関が関わり、地域の多様な資源を活用していくことで、地域の高齢者の健康増進といきがいのある生活の継続を図る。
理 由	第 10 期姫路市高齢者保健福祉計画を視野に、第 9 期姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に基づき、高齢者が望む場所での生活が継続できるよう高齢者の支援をしていきたいため。 また、第 10 期計画では要支援者の自立支援や介護サービスの多様な選択が導入されることが想定されており、介護保険に頼らず、多様な主体とのネットワークや多様な資源の活用が必要とされているため。
具体的対応策	1. 地域住民に集いの場に通うことやボランティア活動を行うことが介護予防・フレイル予防につながることを姫路市等と連携し、周知を行っていくことで、集いの場への参加者を増やす。 2. 認知症になっても住み慣れた地域の中でその人らしく生活できるように認知症サロンなど集いの場の拡充や軽度認知機能障がい者（M C I）への支援、認知症への理解を深めるための勉強会を開催するなど支援体制を構築する。 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた基本的な考え方のもと、介護保険制度の変革に応じた自立支援に関する取り組みを強化し、地域の高齢者に社会参加をすすめる。

具体的対応策	4. 定期的に社会資源に関する情報収集を行い、インフォーマルサポートと地域のニーズを結びつけるなど、地域と多様な社会資源の橋渡しを行う。
--------	--

3. 職員配置

介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援業務等を円滑に行うために次の人員を配置する。

職 種	常勤	フルパート		パート		合 計	
		人数	換算	人数	換算	人数	換算
管理者 (主任介護支援専門員兼務)	1					1	1.0
保 健 師	1					1	1.0
社 会 福 祉 士	2					2	2.0
主任介護支援専門員	(1)					(1)	(1.0)
認知症担当従事者	1					1	1.0
介護予防支援従事者		1	1	2	1.5	3	2.5
合 計	5	1	1	2	1.5	8	7.5

4. 委員会

法令遵守及びサービスの質の向上を図るため、全ての職員が次いずれかの委員会に属し、多職種が協働することにより、効果的に事業を展開する。

委員会名	活 動 目 標	活動回数
在宅サービス委員会	制度改正を踏まえ、居宅における安全対策、感染症・衛生に係る業務継続、災害発生時の業務継続計画、身体拘束及び虐待防止、各種ハラスメントについて、協議・検討し、関係職員に周知徹底を図る。	月 1 回開催 【施設内研修】 1 月

5. サービスの種類

住み慣れた地域でいつまでも安心した生活がかなうよう、心身の機能の維持、福祉の相談、医療との連携など、必要な支援を包括的に行うことを目的に次のサービスを実施する。

種 類	内 容
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防事業として、いきいき百歳体操など介護予防に関する知識の普及啓発活動、要支援者に対する介護予防サービスのケアマネジメント

種 類	内 容
総 合 相 談 支 援 業 務	地域におけるネットワークの構築、高齢者やその家族の実態把握、総合相談支援、認知症サロン（学習会）及び地域ケア会議の定期開催
権 利 擁 護 業 務	日常生活自立支援（福祉サービス利用援助）事業、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスの利用のための支援、高齢者虐待の防止および早期発見のための援助
包括的・継続的ケアマネジメント業務	支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員に対する資質の向上とネットワークづくりのための定期的な研修の企画と開催

6. 施設内職員研修

職員の資質の向上を図り、より質の高いサービスを実行していくために、毎月、各委員会が中心となって次のとおり施設内研修を実施する。

月	研 修 名	対 象	研修担当
4 月	倫理及び法令遵守、個人情報保護に関する研修	全職員	理事長・施設長・事務長
6 月	食中毒予防、災害食に関する研修	全職員	栄養委員会
7 月	災害・安全対策に関する研修	介護職員	安全対策委員会
11 月	感染症対策に関する研修	全職員	感染・衛生委員会
1 月	居宅サービスに関する安全対策研修	全職員	在宅サービス委員会
2 月	身体拘束・虐待予防に関する研修	全職員	虐待防止・身体拘束適正化委員会
3 月	リスク管理研修	全職員	リスク管理委員会

※ 新任職員入職時には、理念、法令遵守、リスクマネジメント、感染症予防対策、各専門職種からの留意事項などの研修を行う。

※ 新任職員は、やながせ福祉会で行う合同新任職員研修に参加する。

※ 特別養護老人ホームの施設内研修に参加する。

7. 研修計画

各職員の職種と役割、経験年数に合わせて、習得すべき能力やスキルを明確にし、事業所としての水準の底上げを図るため、それぞれに応じた研修への参加を促す。

対 象	研 修 内 容	研 修 名
法人全体	・「持ち込まない」「広めない」「持ち帰らない」感染症対策について	感染症対策研修
法人全体	・大雨、洪水、高潮など自然災害時の対応について	災害対策研修
法人全体	・人権意識、倫理観、虐待防止について	人権擁護研修
法人全体	・福祉、介護の専門職として、持つべきマナーなどについて	接遇研修
法人全体	・健康管理について	産業医研修
管理者	・衛生管理について	人事・労務管理研修
中堅職員	・リーダーの役割、業務改善、課題達成提案、コーチングについて	マネジメントリーダー研修
介護職員	・喀痰吸引、経管栄養の実施手順と留意点について	介護技術向上研修